

一宮町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮町総合計画の案（以下「計画案」という）を策定するため、一宮町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、総合計画に幅広い住民の意見や提案を反映させるため、一宮町まちづくり委員会に計画案を策定するための情報提供を行う。

2 策定委員会は、一宮町まちづくり委員会から要請を受けた場合は、一宮町まちづくり委員会へ出席し、住民と協働して計画案の策定にあたる。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。ただし構成員以外の者であっても委員長が会議の運営上必要があると認めるときは、策定委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は副町長とし、副委員長は教育長とする。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、まちづくり推進課とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員会委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。